

## 生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成27年2月5日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業給水条例施行規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「給水栓に」を削る。

第4章中第33条の次に次の1条を加える。

（手数料を徴収する証明書）

第33条の2 生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）別表第1の27の項に規定するその他の証明書は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金等納入済証明書
- (2) 給水装置工事申込に伴う納付金納入済証明書
- (3) 工事履行証明書

別表臨時用の項中「、噴水」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。